

地方独立行政法人大阪産業技術研究所定款の一部変更について

地方独立行政法人大阪産業技術研究所定款の一部を次のように変更する。

第1条中「平成15年法律第118号」を「平成15年法律第118号。以下「法」という。」に改める。

第10条中第1項を次のように改める。

理事長、副理事長及び理事の任期は、2年とする。

第10条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 監事の任期は、理事長の任期に対応するものとし、任命の日から当該対応する理事長の任期の最後の事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条中「資本金は」を「資本金の額は」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定により大阪府又は大阪市からの出資に係る不要財産を大阪府又は大阪市に納付した場合は、法人は、同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

別表第1中

「

土地	和泉市あゆみ野二丁目7番1	48,566.93
同	同 7番2	11,770.69
同	同 7番3	21,241.77
同	同 7番4	261.04

」

を

「

土地	和泉市あゆみ野二丁目7番1 (H29.11同7番2及び同7番3と合筆、 H30.3同7番1を同7番5(H31.4不 要財産として大阪府に納付)と分筆)	72,600.18 (H29.11合筆) (H30.3分筆) (H31.4一部納付)
----	--	---

」

に改める。

附 則

この定款の変更は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

監事の任期及び法人の資本金に関する定めを改めるため、定款の一部を変更する必要があるの
で、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

地方独立行政法人大阪産業技術研究所定款 (抄)

(目 的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進することにより、産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、中小企業の振興等を図り、もって大阪経済及び産業の発展並びに住民生活の向上に寄与することを目的とする。

(任 期)

第10条 役員 の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任理事長、副理事長及び理事

者の残任期間とする。

2 監事の任期は、理事長の任期に対応するものとし、任命の日から当該対応する理事長の任期の最後の事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 省 略
4

(資本金)

第13条 法人の資本金の額は、大阪府及び大阪市が出資する別表第1及び別表第2に掲げる資産とし、当該資本金の額は当該資産について、出資の日における時価を基準として大阪府及び大阪市が評価した価額の合計額とする。ただし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定により大阪府又は大阪市からの出資に係る不要財産を大阪府又は大阪府に納付した場合は、法人は、同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

別表第1（第13条関係）

資産の種別	所在地	面積 (㎡)
土地	和泉市あゆみ野二丁目7番1	48,566.93
	(H29.11同7番2及び同7番3と合筆、H30.3同7番1を同7番5(H31.4不要財産として大阪府に納付)と分筆)	72,600.18 (H29.11合筆) (H30.3分筆) (H31.4一部納付)

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(定 款)

第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 - 4 省 略